契 約 図 書

業務位置図

・栄町物揚場
・清水物揚場

・昭和南1号岸壁
・昭和南2号岸壁
・第一防波堤

・竹内水路護岸（才仏川左岸）
・竹内水路護岸（才仏川右岸）
・中野護岸（承水路東岸）
・中野護岸（承水路西岸）
・中野水路護岸（下ノ川左岸）
・中野水路護岸（下ノ川右岸）

【凡例】

：点検、維持管理計画書修正・更新

：維持管理計画書修正・更新のみ

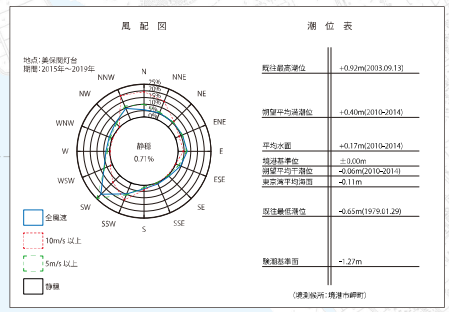

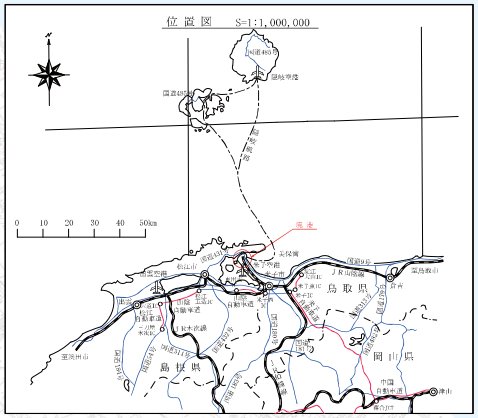

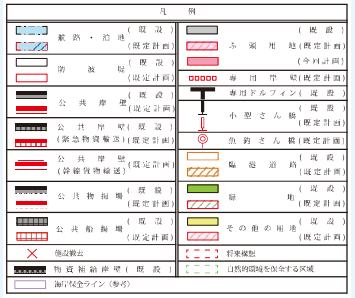

令和六年三月

数 量 総 括 表

費目・工種・施工名称等	規　　格	単位	設計数量		摘　　要
			当初	変更	
測量業務					
港湾施設現地調査					
現地調査					
調査・測量準備					
計画準備		式	1		
現地調査					
目視調査(1)	陸上調査	m^2	11,235		
目視調査(2)	海上調査	m^2	1,590		
成果					
報告書作成		式	1		
協議・報告					
事前協議		回	1		
最終報告		回	1		
直接経費					
旅費交通費(測量)	調査・計画業務	式	1		
業務成果品費		式	1		
設計業務					
維持管理計画書策定					
計画書策定					
計画準備					
計画準備		式	1		
資料収集整理					
資料収集整理		式	1		
結果の検討					
結果の検討(維持管理計画書修正・更新)	予防保全	施設	2		標準型(Ⅰ)
結果の検討(維持管理計画書修正・更新)	事前・事後	施設	2		標準型(Ⅱ)
結果の検討(維持管理計画書修正・更新)	複数施設	式	1		共通指針準拠型
成果					
報告書作成		式	1		
協議・報告					
事前協議		回	1		
中間報告		回	1		
最終報告		回	1		
直接経費					
旅費交通費(設計)	調査・計画業務	式	1		
業務成果品費		式	1		
事務用品費		式	1		

【共通】

業務名 ： 境港港湾施設一般定期点検業務委託（鳥取県属地）

特　記　仕　様　書

第1（目的・主旨）

本業務は、境港管理組合が所管する港湾施設について、港湾の技術上の基準を定める省令に基づき、供用期間にわたって要求性能を満足するように、施設の現地調査・健全度調査を行い、維持管理計画書の修正・更新を行うものである。

第2（適用範囲）

本業務の履行に当たっては、特に定めのない限り、調達公告日時点で最新の「測量業務共通仕様書」、「設計業務共通仕様書」、~~「地質・土質調査共通仕様書」、「鳥取県県土整備部用地調査等業務共通仕様書」、「鳥取県県土整備部地盤変動影響調査等標準仕様書」、「発注者支援業務共通仕様書（試行）」~~（https://www.pref.tottori.lg.jp/45149.htm）によるほか、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和8年3月）」及びこの特記仕様書によること。

また、現地調査及び維持管理計画策定にあたっては、国土交通省港湾局発行の「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン（令和8年４月改訂）」、「港湾の施設の点検診断ガイドライン（令和8年４月改訂）」、（財）沿岸技術センター発行の「港湾の施設の維持管理技術マニュアル（平成30年7月）」等を参考にすること。

編	章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		測量業務 港湾施設点検 目視調査（1）　A=11,235m2 目視調査（2）　A=1,590m2 設計業務 維持管理計画書修正　一式
追加				資料の貸与及び返却		本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。
追加				関係官公庁への手続き等		目視調査（2）の海上からの踏査にあたっては、着手前に、境海上保安部への手続きの要否を確認し、必要となる場合は、受注者において手続きを行うこと。 上記以外の機関と協議が必要となることが想定される場合には、調査職員に速やかの報告すること。
追加	1			地元関係者との交渉等		・業務期間内に事業説明会は予定していないが、行った場合はその結果を設計に反映させる必要があるため、調査職員に協議すること。 ・個人情報の取扱については、個人の権利利益を侵害することのないよう留意するとともに、情報を収集する際には、目的の範囲内で行うこと。
追加				成果物の提出		成果物は、下記のとおりとする。 ・報告書　1部 ・電子媒体　2部 （CD-R、DVD-R、HDD 又はフラッシュメモリー等） ・その他参考資料 その他参考資料とは、業務遂行にあたって収集・活用した資料について報告書にとりまとめることを言う。 ~~オンライン電子納品の場合は、「電子媒体」及び「紙媒体」の提出は不要。~~ また、本業務は、電子納品対象業務であり、https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。

【共通】

編	章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
追加				関連業務		当初契約時点で、関連する他の業務無し。
追加				疑義等		本業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。
追加				見積り等		設計業務の一部については見積りにて、積算しており内訳は積算参考資料のとおり。
追加				労働環境の改善に向けた取組		本業務の実施にあたっては、受発注者双方の労働環境の改善を図るため、「労働環境の改善に向けた取組について（平成 29 年 1 月 31 日付第 201600158128 号県土整備部長通知）」に基づき、受発注者双方でワンデーレスポンス、ウェンズデー・ホーム等の労働環境の改善に向けた取組を実施すること。 受注者は初回協議時、ウィークリースタンスの取組み内容を協議することとし、業務完了時、技術企画課メールアドレス(gijutsukikaku@pref.tottori.lg.jp)に「ウィークリースタンス実施報告シート」(https://www.pref.tottori.lg.jp/274312.htm)を提出すること。
追加				遠隔臨場		本業務は遠隔臨場の対象である。遠隔臨場の活用を希望する場合は、https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する実施要領」によること。
追加				設計変更等取扱要領		設計変更等については、https://www.pref.tottori.lg.jp/303205.htm に掲載された最新の「測量等業務設計変更等取扱要領」によること。
追加				情報共有システム		情報共有システムを利用すること。 ただし、情報共有システムの利用を希望しない場合は、調査職員と協議の上、紙書類によることができる。 情報共有システムの利用に当たっては、https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。
~~追加~~				~~オンライン電子納品~~		~~本業務はオンライン電子納品の対象である。オンライン電子納品を希望する場合は、https://www.pref.tottori.lg.jp/318010.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「オンライン電子納品試行要領」によること。~~
追加				BIM/CIM 適用		【受注者希望型の場合】 本業務は BIM/CIM 適用対象である。 BIM/CIM 適用を希望する場合は https://www.pref.tottori.lg.jp/287478.htm に載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県 BIM/CIM 適用業務実施要領」によること。
追加				担当技術者の実施状況報告書		「鳥取県県土整備部測量等業務総合評価競争入札実施要領」（https://www.pref.tottori.lg.jp/94275.htm）第 7 条(2)ウに係る担当技術者（以下「主たる担当技術者」という。）を配置する場合の取り扱いは以下のとおりとする。 ・担当技術者のうち、主たる担当技術者は 3 人までとする。 ・業務計画書において、担当技術者のうち、誰が主たる担当技術者であるか明確にすること。 ・原則、主たる担当技術者は、担当する業務の打合せに出席すること。 ・受注者は設計業務等が完了したときは、「担当技術者の実施状況報告書」を提出すること。

【共通】

編	章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
追加				真夏日以上の日に現場作業を見送った場合の履行期間の延長		真夏日以上の日※に、現地踏査、測量、ボーリング、調査等の現場作業の実施を見送った場合、見送った期間に相当する日数分、履行期間を延長することができる。 現場作業を見送った場合は、当該月の履行報告書に見送った期間に相当する日数の累計を明記すること。 履行期間の延長を希望する場合は、当該現場作業が完了した日以降に、履行期間の延長について調査職員と協議すること。 なお、見送った期間に相当する日数には、現場作業日数だけでなく、再準備等に要した日数も含まれる。 積上げる日数は日単位とし、半日、時間単位の作業予定であったとしても１日として加算する。 ※真夏日以上の日とは、予報値で湿球黒球温度（WBGT）28℃以上又は日最高気温が 31℃以上の日をいう。 なお、夜間作業の場合は作業時間帯の予報値が湿球黒球温度（WBGT）28℃以上又は日最高気温が 31℃以上の日をいう。
追加				熱中症対策に係る現場施設、設備に要する費用		熱中症対策に係る、主に現場の施設や設備に要する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上することができる。希望する場合は、施設・設備の種類、規模、設置期間及び概算費用について、事前に調査職員と協議すること。
追加				賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更の取扱い		本業務は「測量等業務における賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更の取扱い」（令和 8 年 3 月 5 日付第 202500244570 号県土整備部長通知）の対象である。 請求等の取扱いについては、https://www.pref.tottori.lg.jp/326731.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の取扱いによること。
追加				履行報告		受注者は契約書第１５条の規定に基づき、毎月初めに履行報告書を作成し、調査職員に提出すること。
追加				その他		工期内においても、調査職員から成果品の一部の提出を求める場合があるので、速やかに提出すること。

【 測量業務】

編	章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
	~~1~~		~~105~~	~~業務の実施~~		~~【当業務が公共測量に該当する場合】~~ ~~当業務は測量法の公共測量に該当する。~~ ~~調査職員が、測量法第 36 条(実施計画書の提出)の提出及び第 14 条(実施の公示)の通知等を行うので、受注者は、調査職員から指示があるまで現地着手することができない。~~ ~~ただし、これにより難い場合は、調査職員と協議すること。~~ ~~【当業務が公共測量に該当しない場合】~~ ~~当業務は測量法施行令第 1 条第〇項〇号に該当するため、測量法の公共測量に該当しない。~~
	1		109	主任技術者	3	資格要件は調達公告による。
	1		113	打合せ等	2 5	本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、2回を予定している。 ・当初・成果納品時 なお、業務着手時及び業務完了時には主任技術者は立ち会うこと。
	1		116	関係官公庁への手続き等		~~受注者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。~~ また、受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。 ~~受注者は、測量法第 14 条(実施の公示)、第 21 条(永久標識及び一時標識に関する通知)、第 23 条(永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄)、第 36 条(実施計画書の提出)、第 37 条(公共測量の表示等)、第 40 条(測量成果の提出)等の手続きに必要な資料を作成し調査職員に提出しなければならない。~~ ~~調査職員が作業規程の準則第 15 条に基づく測量成果検定の実施を指示した場合、受注者は、測量成果検定を受けるものとする。~~

【設計業務】

編	章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
1	1		1106	管理技術者	3	資格要件は調達公告による。
~~1~~	~~1~~		~~1107~~	~~照査技術者及び照査の実施~~	~~1~~	~~本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。なお、照査に当たっては、「詳細設計照査要領」及び、調査職員の指示によること。~~
					~~3~~	~~資格要件は調達公告による。~~
1	1		1110	打合せ等	2 4	本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、3回を予定している。 ・当初・中間・成果納品時 なお、業務着手時及び業務完了時には管理技術者は立ち会うこと。
~~1~~	~~1~~		~~1117~~	~~関連法令及び条例の遵守~~		~~森林法に基づき、計画上、森林伐採が見込まれることが判明した場合、調査職員が県林務担当機関に伐採範囲事前協議を行う必要があるため、伐採範囲を示した図面を作成の上、調査職員に提出すること。 https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/332527/chirashi_kouji.pdf~~
~~1~~	~~2~~		~~1201~~	~~使用する技術基準等~~		~~最新の技術基準及び参考図書に加えて、「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を用いて業務の実施にあたるものとする。~~
1	2		1209	設計業務の条件	~~1~~	~~(必要な条件を記載する。)~~ ~~【設計条件】~~ ~~設計条件は、下記のとおりとし、その他の内容については初回打合せ時に確認することとする。~~ ~~(道路)~~ ~~・道路規格　第3種第4級~~ ~~・設計速度　40km/h~~ ~~・設計荷重　B 活荷重~~ ~~・計画交通量　10,000 台/日~~ ~~・車線数　2~~ ~~・幅員構成　別紙のとおり~~ ~~・舗装構成　別紙のとおり~~ ~~・暫定計画　有り~~ ~~拡幅にあたっては、盛土部を 1 期、切土部を 2 期とする暫定施工を行うため、暫定施工時、完成時の図面について、整合を図ること。~~ ~~(河川)~~ ~~・法線~~ ~~・護岸タイプ~~ ~~・基礎工形式~~ ~~・施工法~~
					~~9~~	~~【建設副産物・リサイクル】~~ ~~鳥取県建設リサイクル指針、県土整備部リサイクル製品使用基準等に基づき、リサイクル製品、鳥取県認定グリーン商品等の積極的活用を図ること。~~ ~~なお、リサイクル計画書の作成に当たり、他工事への搬出可能量等については調査職員に協議すること。~~

【設計業務】

編	章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
					11	【コスト縮減】 　設計に当たっては、完成後の維持管理を含めたライフサイクルコストを考慮し、総合的な評価により工法等を検討すること。
~~1~~	~~2~~		~~1211~~	~~設計業務の成果~~	~~1 (4)~~	~~　設計図面、数量計算書は、暫定、完成計画ごとに取りまとめること。~~ ~~　現場進入路が狭く、資材搬入に当たり小型車(2トン積、4トン積)への積替え等が見込まれる場合は、数量計算書の中に「材料集計表(砕石・購入土等)」を追加作成すること。~~ ~~　材料集計表を作成する対象資材は、土木工事実施単価表に掲載する「02. 一般資材単価」のうち「(07-1)骨(石)材」及び「(07-2)再生砕石」に該当するものである。~~
~~追加~~				~~特殊な条件~~		~~(特殊な条件や課題を記載する。)~~ ~~(河川:付帯施設、環境上の留意点、施工計画上の条件など)~~ ~~(道路:環境上の留意点、施工計画上の条件、用地取得状況など)~~ ~~　当計画区間は、鉄道と近接しており、構造物の仮設においては、作業が制限されるため、使用機械の形式、規格等について十分検討を行うこと。~~
~~追加~~				~~条件明示チェックシート~~		~~(対象業務を選択する。予備設計の場合は、予備設計において条件明示チェックシートを作成し、詳細設計に引き継ぐ。)~~ ~~　設計業務品質確保ガイドラインに基づき、条件明示チェックシートを作成すること。~~ ~~(1)道路詳細設計(平面交差点設計含む)~~ ~~(2)橋梁詳細設計~~ ~~(3)山岳トンネル詳細設計~~ ~~(4)共同溝詳細設計~~ ~~(5)樋門・樋管詳細設計~~ ~~(6)排水機場詳細設計~~ ~~(7)築堤護岸詳細設計~~ ~~(8)砂防堰堤詳細設計~~
~~追加~~				~~関係機関協議(資料作成)~~		~~(協議先の関係機関を記載する。)~~ ~~・関係機関:河川管理者、道路管理者、警察、関係自治体~~
~~追加~~				~~施工計画~~		~~(共通仕様書で定められていないが、作成が必要な場合)~~ ~~　詳細設計時に必要となる施工計画については、調査職員と協議を行うこと。~~
~~追加~~				~~仮設設計~~		~~(共通仕様書で定められていないが、作成が必要な場合)~~ ~~　詳細設計時に必要となる仮設構造物詳細設計については、調査職員と協議を行うこと。~~
追加				その他		維持管理の観点から、形状、構造、使用材料、施工方法等について、十分配慮した設計とすること。 ~~(必要に応じて記載する。)~~ ~~　鳥取県景観形成条例に基づき、「景観評価リスト」を作成すること。作成に必要な費用については、変更の対象とする。~~

境港港湾施設一般定期点検業務委託（鳥取県属地）　特記仕様書

第１章　総則

第１条（適用範囲）

本特記仕様書は、境港管理組合が発注する港湾施設の定期点検及び維持管理計画書を修正・更新するための現地調査及び計画修正業務に適用する。

第２条（目的）

本業務は港湾施設について、港湾の技術上の基準を定める省令に基づき、供用期間にわたって要求性能を満足するよう維持管理計画に基づいて適切に維持するための現地調査及び結果取りまとめ、維持管理計画書の修正・更新を行うものである。

第３条（実施項目）

実施項目は別添位置図、数量総括表によるが、施設の劣化状況等により必要に応じて項目の変更を行う。実施項目の変更については調査職員と協議すること。また、点検箇所の追加を指示する場合があるため、協議に応じること。

第４条（技術基準等）

本業務は、「港湾の施設の点検診断ガイドライン(令和８年改訂版)」および「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン(令和８年改訂版)」に基づいて行うこと。

第２章　測量・調査業務

第５条（調査・測量準備）

（１）計画準備

業務を行うにあたって事前に業務全体の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画・立案し、業務計画書を作成する。また、現地調査に係る申請等の手続きを行う。

（２）事前協議

現地調査を実施するにあたり、調査内容・調査計画について協議を行う。

第６条（現地調査）

（1）目視調査（１）

陸上から施設全体又は一部の目視可能な部材について、前回点検の記録をもとに劣化・損傷状況などの目視調査を行い、記録等を整理する。

（２）目視調査（２）

船上から施設全体の海面上の部材について、前回点検の記録をもとに劣化・損傷状況などの目視調査を行い、記録等を整理する。

なお、透明度が高く水中部の状況が確認できる場合は、その状況も調査する。

第７条（調査成果）

（１）報告書作成

調査目的、調査内容、調査結果を整理して調査報告書を作成する。

（２）最終報告

調査の成果について報告を行う。

第３章　設計業務

第８条

（１）計画準備（維持管理計画書の修正・更新）

業務を行うにあたって事前に業務の目的および内容を把握し、業務の手順および遂行に必要な事項を企画・立案し、業務計画書を作成する。

（２）資料収集整理（維持管理計画書の修正・更新）

維持管理計画書を修正するにあたり対象施設の設計図書及び工事完成図書等から必要な事項を抽出し整理する。

（３）結果の検討（維持管理計画書の修正・更新）

現地調査の結果等を基に対象施設の維持管理計画書を修正・更新する。なお、護岸施設については過年度の詳細調査結果等を基に維持管理計画を修正・更新する。

維持管理計画書の修正にあたっては、施設ごとに健全度、劣化予測、残存供用年数等ライフサイクルコストを考慮して、点検・補修スケジュールを検討するものとする。

維持管理計画書は、劣化予測を行って予防保全を実施する施設、事前対策あるいは事後対策で対処する施設は施設ごとに、小規模な施設は複数の施設をまとめてとりまとめるものとする。劣化状況等によりこれにより難い場合は調査職員と協議すること。

（４）報告書作成（維持管理計画書の修正・更新）

検討結果等について報告書にとりまとめる。また、維持管理データベースシステムへ点検結果を登録する。

（５）協議・報告

本業務を適切に進めるため、打合せ協議を実施する。回数は、着手時１回、中間時１回、成果品納入時１回の計３回を予定するものとする。

なお、着手時及び成果品納入時の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

第４章　その他

第９条（関係官公庁への手続き等）

現地調査にあたって必要な関係官公庁等その他への緒手続きについては、調査職員と協議の上、受注者の責任において迅速に処理すること。

第１０条（疑義）

業務を遂行する上で疑義を生じた場合は、調査職員と協議し速やかに処理すること。

第１１条（成果品の提出）

本業務の成果品は以下のとおりとする。

（1）報告書　１部

（2）電子媒体　２部　（ＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒ、ＨＤＤ又はフラッシュメモリー等）

（3）その他参考資料

その他参考資料とは、業務遂行にあたって収集・活用した資料について報告書に取りまとめることを言う。

第１２条（資料の貸与返却）

本業務に必要となる資料については、業務着手時打合せにおいて、双方確認し貸与することとする。